

預金口座振替規定（特定団体用）

スルガ銀行あて

1. 私が収納企業に支払う振替種目に記載の費用については、収納企業が指定する日に私名義の指定口座から引落しのうえ、お支払いください。
2. 預金からの引落しにあたっては、普通預金規定にかかわらず普通預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしませんので、銀行所定の方法により引落ししてください。
3. 引落日に指定口座の残高（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）が支払金額に満たない場合は、私に連絡することなく、収納企業に引落不能者として報告されても差し支えありません。なお、以後の引落しについては、必要の都度行ってください。
4. 預金口座振替契約と同時に、上記収納企業に支払う振替種目に記載の費用の引落しを目的として普通預金口座開設を申込みする場合は、口座開設後に本普通預金口座番号を指定口座として登録してください。
5. 私は上記収納企業に振替種目に記載の費用を支払う預金口座振替契約においては、本依頼書を通じて氏名、住所、生年月日、口座番号の所定事項を正確に伝達するものとします。私が銀行に伝達した所定事項が、銀行に登録されている私の所定事項と各々一致した時には、普通預金規定に関わらず、銀行は私本人からの預金口座振替契約の申込意思があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続を行います。
6. インターネットにより開設した預金口座で、印影または署名による確認が不可能な場合は、普通預金規定にかかわらず、銀行は私本人が本依頼書を通じて預金口座振替契約手続を行ったものとします。
7. この預金口座振替について紛議が生じても、銀行の責めによるものを除き、銀行にはいっさい迷惑をかけません。

以上

（2023 年 11 月 1 日現在）